

9 いじめにかかわる重大な事態の発生が確認された場合には、町教育委員会にその旨を報告します。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

10 生徒及びその保護者がインターネットを通じて行われるいじめを防止したり、効果的に対処したりできるよう、新入生の保護者を対象とする講習会を入学時に開催します。
また、生徒については適切な内容を検討し、継続的に指導します。

(いじめの防止等の対策のための組織)

11 スクールカウンセラーの協力を得ながら、生徒指導・支援部が中心となって、いじめの防止等に関して取り組みます。

(いじめに対する措置)

12 いじめに係る通報や訴えがあったとき、及び教職員がいじめを受けていると感じたときは、さらに詳細な情報収集に努め、最適な指導方法について速やかに検討し、対処すると共に、その結果を町教育委員会に報告します。

13 事実の確認により、生徒の対人関係での困り感が強いと判断した場合には、人間関係改善のための最適な手段を具体的に生徒と保護者に提示し、複数の教職員によって組織的に対応します。必要に応じて、スクールカウンセラーや外部関係機関の協力を得ながら、当該生徒及び保護者に対する助言を継続的に行います。

14 必要に応じて、生徒の対人関係のこじれが解消されるまでの間、当該生徒の学習環境を整えるなど、安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じます。

15 教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、人間関係がこじれた生徒同士や互いの保護者との間で争いが起きることのないよう、該当する事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための説明会を開く等必要な措置を講じます。

16 いじめと判断できる行為が犯罪として取り扱われるべきものであると認めるときは松田警察署と連携してこれに対処するものとし、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに松田警察署に通報し援助を求めます。

(校長及び教員による懲戒*)

17 校長及び教員は、生徒がいじめと判断できる行為を行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該生徒に対して懲戒を加えます。

*懲戒とは、生徒が間違った行動などをしたときに、何らかの行為を行わせることで良い形での成長を目指すものです。例えば、注意や別室指導、清掃などです。